

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構 (JANPIA)
第1回評議員会 (決議省略) 議事録

1. 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
第1号議案 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程制定の件
定款第17条第2号に基づき、別添1の通り、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程を制定する。
第2号議案 理事に対する報酬等支払いの承認に関する件
別添2の通り、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程制定以前に常勤の理事に対して支払われた報酬等について、承認する。
2. 評議員会の決議があったものとみなされた事項を提案した者の氏名
理事長 (代表理事) 二宮 雅也
3. 評議員会の決議があったものとみなされた日
2018年9月5日 (水)
4. 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
理事長 (代表理事) 二宮 雅也

2018年8月31日 (金)、理事長 二宮雅也が評議員の全員に対し、評議員会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を書面によって発送した。当該提案につき、特別の利害関係を有する評議員はおらず、また2018年9月5日 (水) までに評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項および当機構定款第23条に定める「決議の省略」の規定に基づき、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

以上の通り、評議員会の決議があったものとみなされたことを明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項及び同法施行規則第60条第4項第1号に基づき、この議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った者が記名押印する。

2018年9月5日

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構

理事長 二宮 雅也 (印)

以上